

東備西播定住自立圏域運賃協議会規約

(目的)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項の規定に基づき、東備西播定住自立圏域の住民生活に資する旅客運送の路線又は営業区域（以下「路線等」という。）に係る運賃及び料金（以下「運賃等」という。）について協議及び連絡調整を行うため、東備西播定住自立圏域運賃協議会（以下「運賃協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 運賃協議会は、次に掲げる事項について協議等を行うものとする。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者の運賃等に関する事項
- (2) 運賃協議会の運営方法その他運賃協議会が必要と認める事項

(委員)

第3条 運賃協議会の委員は、次の各号に掲げる者により構成し、東備西播定住自立圏形成推進協議会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

- (1) 備前市、赤穂市及び上郡町の職員
- (2) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部長又はその指名する者
- (4) 国土交通省中国運輸局岡山運輸支局長又はその指名する者
- (5) 関係住民の意見を代表する者として東備西播定住自立圏形成推進協議会会長（以下「会長」という。）が指名する者

2 委員の任期は、当該運賃に係る協議が終了するまでとする。

(委員長)

第4条 運賃協議会の委員長（以下「委員長」という。）は、会長が指名する委員をもって充てる。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 運賃協議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 運賃協議会の議事は、原則として全会一致で決するものとする。ただし、全会一致とならない場合は多数決により決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長が軽微な案件であると認めるとき又は会議を開催する暇がないとき、その他やむを得ない事由があると認めるときは、書面による協議をもって会議の議決に代え

ることができる。

(会議の公開等)

第6条 会議は、公開するものとする。ただし、会議の内容に個人情報が含まれる場合又は公開により公正かつ円滑な会議運営が阻害されると認められる場合は、会議の全部又は一部について非公開とすることができる。

2 前項ただし書の規定により、会議を非公開とする場合は、あらかじめ委員長が会議に諮り決するものとする。

3 傍聴人は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

4 その他会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

(協議結果の取扱い)

第7条 運賃協議会において協議が調った事項について、運賃協議会の構成員である委員及び関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めなければならない。

(事務局)

第8条 運賃協議会の事務局は、赤穂市役所内に置く。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、運賃協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規約は、令和6年5月8日から施行する。